

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	一
○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	()	二
○生活保護法による施術者の指定	()	二
○生活保護法による指定施術者の廃止の届出	()	二
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	()	二
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	三
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	三
○県営土地改良事業の工事の完了	()	三
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定	(農村整備課)	四
○昭和三十九年宮城県告示第七百六十二号(海岸保全区域の指定)の一部改正	()	五
○道路の区域変更	(道路課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(情報システム課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	九

ページ

告 示

○宮城県告示第八百十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

2 調査を行った時期

平成二十二年度から平成二十四年度まで

3 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

白石市斎川字粟餅等四十七単位区域

5 認証年月日

平成二十五年九月十三日

二

1 調査を行った者の名称

白石市

2 調査を行った時期

平成二十三年度から平成二十四年度まで

3 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

白石市斎川字安如等八十三単位区域

5 認証年月日

平成二十五年九月十三日

○宮城県告示第八百十三号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	エキサイティングマックス！スペシャル 2013 Vol. 65	(株)ぶんか社
二	雑誌	禁断Lovers MAX vol. 3	(株)ぶんか社
三	雑誌	愛の体験スペシャルDX 2013 10月号	(株)竹書房
四	雑誌	別冊週漫スペシャル 2013 10月号	(株)芳文社
五	雑誌	裏モノJAPAN 2013 10月号	(株)鉄人社
六	書籍	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅢC	(株)三オブックス
七	書籍	新版アリエナイ理科 64241-87	(株)三オブックス

二 指定理由

図書類の内容が、一から四までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、五から七までの図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
洞口・佐藤クリニック	名取市増田一丁目五-12	平成二十四年十一月二十日

○宮城県告示第八百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があつた。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
洞口・佐藤クリニック	名取市増田一丁目五-12	平成二十四年十一月二十日
西古川歯科クリニック	大崎市古川新堀字高田九十二-1	平成二十五年八月三日

○宮城県告示第八百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	施術所の所在地	指定年月日
渡邊 崇之 （たかゆ整骨院）	多賀城市東田中一-15-19	平成二十五年六月二十八日
大泉 真弥 （さくら整骨院）	岩沼市桜五-14-5	平成二十五年八月一日

○宮城県告示第八百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があつた。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称） 渋谷 昌久 （渋谷整骨院）	施術所の所在地 大崎市岩出山字下川原町十八ー一	廃止年月日 平成二十五年七月三十一日
--------------------------------	----------------------------	-----------------------

○宮城県告示第八百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	氏名（施術所の名称）	所 在 地	変更年月日
変更後	久保比呂恵	名取市美田園八丁目十五ー十ザ・ リパティⅡ二〇一号	平成二十五年九月一日
変更前	千葉 貴幸 （クレイン整骨院矢本 関の内店）	東松島市矢本関の内二ー二十二	平成二十五年八月五日
変更後	千葉 貴幸 （クレイン整骨院石巻 中里店）	石巻市南中里一ー十一五ツルハド ラッグ中里店内	

○宮城県告示第八百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類
ヨーネ病
- 二 畜種
牛（黒毛和種）
- 三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患畜 一頭

発生場所又は区域

大崎市

五 発生年月日

平成二十五年九月九日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第八百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営員抜沢地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年九月二十日から平成二十五年十月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第八百二十一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
-----	-------	---------

八宮

ため池等整備事業

平成二十五年六月二十五日

○宮城県告示第八百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業真野大谷地地区について樹立する換地計画に
関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

平成二十五年九月二十日

一 地積を特に減じて換地を定める土地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
石巻市	真野	六の坪	一	田	田	七五一	五七三・一三
同	同	同	二	同	同	一、〇三一	四二・四二
同	同	同	三	同	同	一、〇三一	〇・一〇
同	同	七の坪	三	同	同	九四二	二一七・五七
同	同	同	四	同	同	一、〇三一	五五五・一五
同	同	同	五	同	同	一六八	四一・五六
同	同	同	六	同	同	八六二	五六〇・五三
同	同	同	七	同	同	一、〇三一	四九六・五一
同	同	同	八	同	同	一、〇三一	二九七・〇二
同	同	同	九	同	同	一、〇三一	一四九・一二
同	同	同	一〇	同	同	一、〇三一	三・七七
同	同	同	三七一	同	同	一、〇〇九	七・三七
同	同	同	三八一	同	同	八六五	六三・五六

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七二一二	六三一	六二一	六一一	六〇一	五九一	五八	四八一	四七一	四七一	四六一	四六一	四五二	四五二	四四二	四四二	四四一	四〇一	四〇一	三九一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三二	六五	三〇七	五五五	七六九	九四二	一、〇三一	一八九	四五二	四五二	四二二	三二五	三九三	三四八	三六七	三七八	五四九	八一	六三九	七三二
一六・七七	六一・二八	一五〇・七〇	一九一・六三	二〇三・三二	一七五・五六	六六・二六	六九・四三	一一・二九	三〇・九三	三七・二五	五三・九五	四六・七七	八八・七九	一七・九六	三〇〇・四五	五四一・九〇	三九・四四	三六七・五〇	二〇〇・三五

二 換地を定めない土地

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三〇一一	一一〇一一	七七	七六一	七五一	七四一一	七三一			
同	同	同	同	同	同	同			
同	同	同	同	同	同	同			
一、一〇一	九八八	一、〇一一	六五三	一二〇	五四〇	二六五			
四四・二五	六・三一	一六・三三	九・一〇	六五・三八	五六・二六	五二・六九			

同	石巻市	市町村名	同	真野	大字	同	七の坪	字	同	四三一	地番	同	田	地目	同	田	用途	同	四一八	地積 m ²
---	-----	------	---	----	----	---	-----	---	---	-----	----	---	---	----	---	---	----	---	-----	-------------------

○宮城県告示第八百二十三号

昭和三十九年宮城県告示第七百六十二号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台台湾沿岸松島海岸手樽地区海岸餅田地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 松島海岸 手樽地区 海岸 餅田地先
仙台台湾 沿岸 区 海岸 海岸

基点A点
宮城県松島町手樽字餅田十番の四の北緯三八度二三分
宮城郡松島町手樽字餅田十番の四の北緯三八度二三分

- 補助点一は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇七秒二二〇一東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点二は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点三は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点四は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点五は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点六は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点七は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点八は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点九は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十一は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十二は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十三は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十四は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十五は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十六は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十七は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十八は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点十九は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度
- 補助点二十は、北緯三八度二三分〇七秒一八〇八東経一四一度〇六秒〇二二一東経一四一度

〇六(36)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒三六三〇東経一四一度
 〇六(35)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒三六一〇東経一四一度
 〇六(34)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒三四二〇東経一四一度
 〇六(33)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒三二三〇東経一四一度
 〇六(32)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒三〇四〇東経一四一度
 〇六(31)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒二八五〇東経一四一度
 〇六(30)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒二六六〇東経一四一度
 〇六(29)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒二四七〇東経一四一度
 〇六(28)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒二二八〇東経一四一度
 〇六(27)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒二〇九〇東経一四一度
 〇六(26)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒一九〇〇東経一四一度
 〇六(25)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒一七一〇東経一四一度
 〇六(24)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒一五二〇東経一四一度
 〇六(23)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒一三三〇東経一四一度
 〇六(22)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒一一四〇東経一四一度
 〇六(21)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒九九五〇東経一四一度
 〇六(20)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒九七六〇東経一四一度
 〇六(19)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒九五七〇東経一四一度
 〇六(18)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒九三八〇東経一四一度
 〇六(17)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒九一九〇東経一四一度
 〇六(16)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒九〇〇〇東経一四一度
 〇六(15)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒八八一〇東経一四一度
 〇六(14)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒八六二〇東経一四一度
 〇六(13)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒八四三〇東経一四一度
 〇六(12)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒八二四〇東経一四一度
 〇六(11)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒八〇五〇東経一四一度
 〇六(10)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒七八六〇東経一四一度
 〇六(9)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒七六七〇東経一四一度
 〇六(8)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒七五八〇東経一四一度
 〇六(7)分点二は、北緯三八度二三分〇三秒七三九〇東経一四一度

- 六分二秒北緯三十四度二二分五九秒三三三東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五八秒六九八東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五七秒六五〇東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五七秒五八四東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五七秒二八一東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五七秒一八九七東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五六秒五八七三東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五六秒三〇五六東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五五秒二二五八東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五五秒〇二五八東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五四秒七九九〇東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五四秒七二七九東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五四秒六二七八東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五四秒五〇二二東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五四秒二八六二東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五四秒一五六一東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五四秒〇二二八東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五三秒九五二一東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五三秒八四二二東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五三秒七四五二東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五二秒一六四九東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五二秒一四八三東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五二秒〇四八三東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五一秒七五五六東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分五一秒七五六一東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四八秒八三一八東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四八秒五二二五東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四八秒四三一一東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四八秒三三三二東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒七八一二東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒七六一〇東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒六二七二東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒六三九〇東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒五八〇七東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒五八〇六東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒四七八〇東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒四三二二東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒三九八〇東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒三三九九東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒二五九九東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒一八七二東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒一〇四二東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四七秒〇二九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒九九八三東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒九二八二東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒八五八二東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒七八八一東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒七一八一東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒六〇八三東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒五三九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒四七九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒四〇九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒三三九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒二六九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒二〇九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒一三九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒〇六九九東東經一四一度
- 六分二秒北緯三十四度二二分四六秒九九九九東東經一四一度

宮城県仙台湾沿岸松島海岸手樽地区海岸新田地区海岸先海岸及び駒形地区先海岸に係る表を削る。

○宮城県告示第八百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村井嘉浩

変更の区域

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区域		変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
栗原市一迫字新宮前八一番二地先から同市一迫字長崎三嶋無番地先まで	前A	七・〇	七・〇	九〇六・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	七・〇	七・〇	九〇六・一	
		後B	五・〇	八七二・六	

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 業務名 平成二十五年度情報システム課リースパソコン貸借、導入設定及び保守業務
- 2 賃借機器の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 契約締結日の翌日から平成三十一年八月三十一日まで
- 4 納入・設置場所 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二一-三三三五）へ平成二十五年十月十一日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 庄子 拓臣 電話〇二二一―二四七五)

3 入札説明書の交付期限

平成二十五年十月十日(木) 午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年十月十八日(金)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十五年十月二十八日(月)午前九時から平成二十五年十月三十一日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年十月三十一日(木) 午後五時まで
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所 平成二十五年十一月一日(金) 午後二時

宮城県庁行政庁舎六階 震災復興・企画部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に六十五ヶ月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item (s)/Service (s) Required : Lease, installation configuration and maintenance of Information System Division personal computers for the 2013 fiscal year - 3,546 sets

2 Period of Contract : From the day following the contact conclusion date to August 31, 2019

3 Deadline to Submit Bid : October 31, 2013, 5 : 00 p.m.

4 Place and Time of Bid Selection : November 1, 2013, 2 : 00 p.m., Miyagi Prefectural Government building, 6th Floor, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Meeting Room

5 Contact : Takumi Shoji, Network Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年九月二十日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県松島町手樽字元手樽二十番六

宮城県松島町磯崎字割波二四番地の十二下エル
割波一〇二号

齋藤 寛